

<b>Title</b>	市民自治に応える地方分権改革とは何か（共同研究報告：グローバリゼーション研究）
<b>Author(s)</b>	鈴木, 幸
<b>Citation</b>	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.18-No.2, 2008.9 : 18-18
<b>URL</b>	<a href="http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4778">http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4778</a>
<b>Rights</b>	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

# 共同研究報告

## 【グローバリゼーション研究】

### 市民自治に應える地方分権改革とは何か

5月19日月曜日、聖学院本部新館2階において2008年度第2回グローバリゼーション研究会が開催され、21名が参加した。今回は千葉大学教授の新藤宗幸氏に、標記のテーマのもと地方分権改革がなぜ必要か、発表していただいた。以下に概要を記す。

地方分権改革は1995年から2000年までの第1次と、2003年からの第2次に分けられる。当時の政治腐敗を考えると、改革は必要であった。第1次においては、機関委任事務制度が廃止され、必置規制は緩和され、国地方係争処理委員会が設置された。第2次改革は、2003年からの「三位一体改革」（国から地方への補助金を廃止する、国税から地方税への振替を行う、地方交付税を見直す）に始まり、2007年には地方分権改革推進委員会も発足され、その調査によって計画が立てられ、法律改正が唱えられた。

しかし両改革の違いは、規律密度の緩和や自治体監査制度の充実を図る、道州制をビジョン化する、総務大臣の担当調整がとれないといった多極分散した役割により不明確である。

そこで地方分権改革と行財政改革における地方側の対応について考えると、地方分権改革はあくまで建て前であるかのように、地方交付税の復元が望まれ、府県長官僚機構においては現状維持志向が根強く残っていることが伺える。

とはいえ地方分権改革の視野は拡大される必要がある。政策情報は提供しなければ誤解が生じる可能性がある。総合的行政体のみではなく、権限・税財源から市民外交や自治体外交へと展開することで、機能整備を活発化・再編化する糸口になると考えられる。

発表後の質疑応答では、行政サービスやケアの仕組み、首都移転、グローバリゼーションの中での問題意識、官僚制度等について多岐にわたる議

論が発展されたが、とても穏やかな雰囲気の中で研究会はお開きになった。

（文責：鈴木幸 聖学院大学アメリカ・ヨーロッパ文化学研究所 博士後期課程）

（2008年5月19日、聖学院本部新館2階）